

## 当金庫のインボイス制度対応について

令和5年10月1日からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。

甲府信用金庫は、適格請求書発行事業者として登録を受けておりますので、お客さまからお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付する適格請求書(インボイス)により仕入税額控除を受けることができます。【登録番号:T4090005000264】

当金庫のインボイス制度への対応について、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 店頭窓口でお支払いいただく手数料について

##### (1) 各種手数料(手形・小切手代金取立手数料、両替手数料、融資関係手数料など)

現在発行している「領収書」をインボイスの要件を満たした内容に改訂し、ご対応させていただきます。

##### (2) 振入手数料(総合振込依頼書・振込依頼書)

令和5年6月より、インボイスの要件を満たした様式に改訂しております。なお、旧様式の振込依頼書をご利用のお客さまにつきましては、営業店窓口で新様式の振込依頼書を配付しておりますので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。

#### 2. 口座振替でお支払いいただく手数料について

インターネットバンキング手数料、貸金庫利用手数料を始め、各種手数料のお支払いを口座振替で行っているお客さまにつきましては「インボイス管理票※」を発行し、ご対応させていただきます。

※「インボイス管理票」の発行は、希望された方が対象となりますので、必要な場合はお手数ですがお取引店舗へお問い合わせください。

#### 3. ATMでのお取引について

ATMでのお取引につきましては、3万円未満の自動販売機や自動サービス機による商品の売買(自動販売機特例)に該当し、インボイス交付義務が免除されるため、インボイスの発行は致しません。仕入税額控除を受ける場合は、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することが必要となりますのでご了承ください。

当金庫のインボイス対応について、ご不明な点がございましたらお取引店舗または経営企画部限務課までお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】  
経営企画部 財務課  
TEL 055-222-0268

あなたの未来へ こうしんと

(ご依頼日) 年 月 日

甲府信用金庫 御中

## インボイス管理票 発行依頼書

住所

会社名

(氏名)

印

(届出印)

甲府信用金庫との取引における「インボイス管理票」の発行を依頼します。

店番	顧客番号	開始年月	終了年月
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
備考			

※4 件以上の発行をご希望の場合や、その他の指定がある場合には備考欄にご記入ください。

(ご注意願います)

- 「インボイス管理表」は領収書ではありません。
- 既にお渡し済みのインボイスと、内容が重複して記載されている場合があります。
- 基準月の翌月 10 日以降に発行が可能となります。ただし「でんさい手数料」にかかるインボイスに限り、基準月の翌々月 1 日以降の発行とさせていただきます。

信用金庫使用欄

受付	照合・発行	控えコピー	検印